

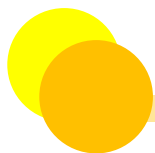
仕事をお探しの皆様へ ハローワークからのお知らせ

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワークのサービス

ハローワークでは、皆様の就職活動を支援するため、様々なサービスを行っています。

★ ハローワークにおける就職活動の流れ

①申込み

まず、ハローワークにて求職申込みの手続きを行ってください。
ハローワークインターネットサービスをご利用いただければ、ご自身のパソコンやスマートフォンなどから事前に仮登録することもできます。



(ハローワーク
インターネット
サービス)

②職業相談を受ける

就職活動の進め方や、ご自身に合った仕事選びについてのアドバイスを受けられます。

仮登録の際は、以下のバナーをクリックしてください。

求職申込み（仮登録）

③求人選び

ハローワークに設置されている端末や、ご自身のパソコン・スマートフォンなどから、ハローワークインターネットサービスにアクセスすることで、全国の求人をチェックすることができます。ハローワーク職員と一緒に、希望条件に合う求人を探すこともできます。

④企業への紹介

ハローワーク職員が企業へ連絡し、応募方法や面接日時・場所などをご案内します。求人内容について不明なことがあれば、ハローワークから企業に確認しますので、ご相談ください。

⑤面接を受け、採用！

★ その他のサービス

就職支援に役立つセミナー

面接対策や応募書類の作成方法、適職探しのヒント、ビジネスマナー、業界研究など様々な就職支援セミナーを実施しています。



職業訓練

希望する仕事に就くために必要なスキルや知識を身につけたい方には、公的職業訓練（ハロートレーニング）をあっせんしています。



専門支援窓口

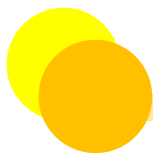
高齢の方、障害がある方など、専門的な支援を行う窓口を設置しています。ハローワークによっては、子育てをしながら働きたい方を対象に、キッズコーナーを設置するなど、お子さま連れでも安心して相談できる環境を整備しています。

(ハローワーク内のキッズコーナー)



その他にも様々なサービスをご用意しています。

お問い合わせは最寄りのハローワーク・労働局まで



求職者支援制度のご紹介

★ こんな支援をしています

- 雇用保険を受給できない方を対象とした職業訓練の制度です。
- 要件を満たす場合に、職業訓練を受講している間の生活を支援するための給付金（月額10万円）を受け取ることができます。

★ こういう方にご活用いただいています

- 再就職を考えている方で、やりたい仕事はあるが経験やスキルがない方
- 入社後すぐに役に立つ専門的・実践的なスキルを身につけたい方

給付金を受け取ることができる場合は？

職業訓練受講給付金（月額10万円）は、以下の全ての要件を満たす場合に、受け取ることができます。

- ・ **本人収入が月8万円以下**
- ・ **世帯全体の収入が月25万円以下**
- ・ 世帯全体の金融資産が300万円以下
- ・ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- ・ **原則として、全ての訓練実施日に出席すること**
- ・ 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと
- ・ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがないこと

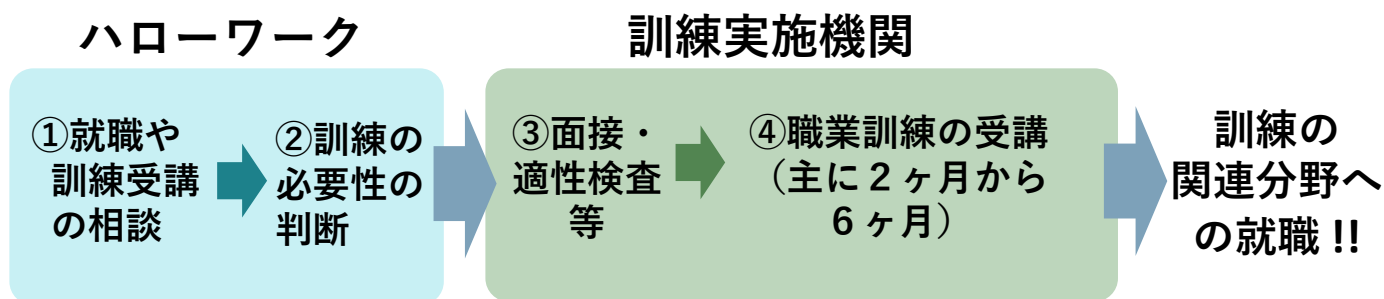
お問い合わせは最寄りのハローワークまで

職業訓練（ハロートレーニング）のご紹介

★ こんな支援をしています

- 職業訓練（ハロートレーニング）には
 - ・雇用保険を受給できない方向けの求職者支援訓練（求職者支援制度）
 - ・雇用保険を受給できる方向けの公共職業訓練があり、就職に役立つ技能や知識を身につけるための職業訓練を**無料**で受けることが出来ます。
- ※ テキスト代などの実費は有料です。
- 介護福祉、IT、事務、製造、デザイン等の様々な分野の訓練があります。
- 訓練期間は、主に2ヶ月から6ヶ月です。

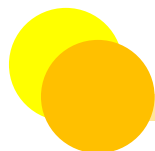
職業訓練（ハロートレーニング）受講までの流れ



訓練コースの例

訓練コース	関連する資格（例）
介護サービス科（介護系）	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修
WEBサイトクリエイター科（情報系）	WEBクリエイター能力認定試験
電気設備技術科（製造系）	第二種電気工事士、消防設備士
医療事務科（事務系）	医療事務認定実務者試験、表計算検定、ワープロ検定
OA事務科（事務系）	簿記検定、表計算検定、ワープロ検定、社会人常識マナー検定

お問い合わせは最寄りのハローワークまで



トライアル雇用制度のご紹介

★ こんな支援をしています

- トライアル雇用は、一定期間まずは企業で試用で働き、期間終了後に双方が合意すれば正式採用になる制度です。
(これまで、約8割の方が正式採用になっています。)
- トライアル雇用期間中は、労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。
- 多くの企業からトライアル雇用の求人をいただいています。
- ハローワークの職員が、自分に向けた仕事探しのサポートもします。
- 令和3年2月より、対象となる方の範囲を拡充します。
(下記⑥参照)

★ こういう方にご活用いただいています

- 職業経験、技能、知識の不足などで、最初から正式採用として働くことに不安のある方。
- 仕事内容や企業の雰囲気について、理解を深めてから働いてみたい方。

お問い合わせは最寄りのハローワーク・労働局まで

トライアル雇用の対象者

次のいずれかにあてはまる方が対象となります。

対象労働者

- ① 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している方
- ② 離職している期間が1年を超えている方
- ③ 育児などで離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている方
- ④ 55歳未満でハローワーク等で個別支援を受けている方
- ⑤ 特別の配慮を要する方（生活保護受給者など）
- ⑥ 令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方であって、離職期間が3か月を超え、これまで経験のない仕事をすることを希望する方（新規追加）

※労働時間が週30時間以上の場合のみ対象となります。

⑥の新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方については、労働時間が週30時間以上の場合だけでなく、週20時間以上～30時間未満の場合も対象となります。

各都道府県労働局へのお問い合わせ先

労働局名	電話番号	労働局名	電話番号
北海道	011-738-1012	滋賀	077-526-8609
青森	017-721-2000	京都	075-241-3268
岩手	019-604-3004	大阪	06-4790-6300
宮城	022-299-8061	兵庫	078-367-0800
秋田	018-883-0007	奈良	0742-32-0208
山形	023-626-6109	和歌山	073-488-1160
福島	024-529-5338	鳥取	0857-29-1707
茨城	029-224-6218	島根	0852-20-7016
栃木	028-610-3555	岡山	086-801-5103
群馬	027-210-5007	広島	082-502-7831
埼玉	048-600-6208	山口	083-995-0380
千葉	043-221-4081	徳島	088-611-5383
東京	03-3512-1653	香川	087-811-8922
神奈川	045-650-2800	愛媛	089-943-5221
新潟	025-288-3507	高知	088-885-6051
富山	076-432-2782	福岡	092-434-9801
石川	076-265-4427	佐賀	0952-32-7216
福井	0776-26-8609	長崎	095-801-0040
山梨	055-225-2857	熊本	096-211-1703
長野	026-226-0865	大分	097-535-2090
岐阜	058-245-1311	宮崎	0985-38-8823
静岡	054-271-9950	鹿児島	099-219-8711
愛知	052-219-5504	沖縄	098-868-1655
三重	059-226-2305		